

会 議 概 要

審議会等の名称	平成27年第1回市川市下水道事業審議会	
開催日時	平成27年8月5日(水) 午後3時00分～午後5時00分	
開催場所	市川南仮設庁舎 2階 会議室1	
出席者	委員	森田会長、杉浦副会長、竹内委員、宮本委員、増田委員、高橋委員、塚越委員、知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、高橋委員、小関委員
	所管課	河川・下水道管理課
	関係課	水循環推進課、河川・下水道整備課
議題及び会議の概要	公開・非公開の別	非公開の場合の理由
1. 正副会長の互選について	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
2. 平成27年度市川市下水道事業について	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
①下水道事業の概要について	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
②予算等について	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
③汚水適正処理構想について	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	1 人	
閲覧・交付資料	資料1：市川市下水道事業の概要 資料2：第1表 歳入歳出予算 資料3：汚水適正処理構想	
特記事項		
所管課	水と緑の部 河川・下水道管理課（内線：5817）	

様式第3号別紙

第1回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成27年8月5日（水）午後3時00分～午後5時00分
- 2 場 所：市川市役所 市川南仮設庁舎 2階 会議室1
- 3 出席者：
委 員 森田会長、杉浦副会長、竹内委員、宮本委員、増田委員、高橋委員、
塚越委員、知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員
澤田委員、高橋委員、小関委員
市川市 森川泰和（水と緑の部長）、田村恭通（水と緑の部次長）、宮間政行
（水と緑の部次長）、萩原美之（水循環推進課長）、石井隆三
（河川・下水道管理課長）、高久利明（河川・下水道整備課長）、
大塚信之（河川・下水道管理課副参事）、他
- 4 会議内容：
 - 1 辞令交付式
 - 2 市長挨拶
 - 3 新委員紹介について
 - 4 市職員紹介について
 - 5 正副会長の互選について（公開）
 - 6 平成27年度市川市下水道事業について（公開）
 - (1) 下水道事業の概要について
 - (2) 予算等について
 - (3) 汚水適正処理構想について
 - 7 その他（公開）

《配布資料》

- ・資料1 市川市下水道事業の概要
- ・資料2 第1表 歳入歳出予算
- ・資料3 市川市汚水適正処理構想の見直しについて

《参考資料》

- ・市川市下水道事業審議会条例
- ・市川市下水道事業審議会員名簿
- ・市川市下水道条例

【 午後 3 時開会 】

- 1 辞令交付式（省略）
- 2 市長挨拶・退席（省略）
- 3 新委員紹介について（省略）
- 4 職員紹介について（省略）
（審議会成立の宣言）
（会議公開について、全委員の承認後、傍聴人の入室）
- 5 正副会長の互選について

事務局： それでは、ただいまから平成 27 年度第 1 回市川市下水道事業審議会を開催いたします。

会議次第に従いまして、次第 5、会長及び副会長の選出をお願いいたします。

初めに座長の選出をしていただき、座長の進行により会長を選出していただきたいと思いますが、ご出席の委員の中から事務局よりご指名をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

事務局： 異議がないようですので、そのようにさせていただきたいと思いをます。

それでは、事務局からの提案で、本審議会の年長者であります、竹内委員に座長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

事務局： それでは、竹内委員をお願いしたいと思いますが、恐れ入りますが前の席に移動をお願いいたします。

竹内座長： ただいま事務局より、ご指名がありましたので、座長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、会長選出について、本審議会条例ではどのようになっておりますでしょうか。事務局からご説明していただきたいと思いますが。

事務局： 事務局より説明いたします。市川市下水道事業審議会の会長及副会長の選任につきましては、審議会条例第 6 条第 1 項に、委員の中

から互選することとなっております。

以上でございます。

竹内座長： ご説明は以上でございます。いかがいたしましょうか。皆さまのご意見などございませんでしょうか。

(座長一任の声)

ご意見がないようですので、私から、会長選出については推薦の方法で行いたいと思います。下水道事業については、専門的な知識などが必要と思われ、私は森田先生が適任かと思えます。いかがでしょうか。

(異議なし)

他にご意見がなければ、森田委員に会長をお引け請けいただきたいと思えます。

森田委員、いかがでしょうか。

森田委員： 謹んで承りたいと思えます。よろしく申し上げます。

竹内座長： ありがとうございます。ただいま了承がとれましたので、会長には森田委員が選出されました。

これで私の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局： 竹内委員、ありがとうございました。それでは、元の席にお戻りください。

それでは、会長に就任されました森田委員、よろしくお願いたします。前の席にお移りいただきまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

森田会長： ただいまご紹介にいただきました森田と申します。私は、日大生産工学部土木工学科の教授でございまして、前職は国土交通省で下水道の計画策定などに携わっておりました。また、国の研究所で下水道関連の技術開発をしておりました。このような経歴でございしますが、現場のことはあまり良く分かりませんので、ぜひ、皆さまと事務局のご協力を得ながら一緒にこの審議会を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。

それでは、次に、会長には副会長の選出をお願いします。

森田会長： それでは、副会長の選出ですが、皆様のご意見などがございましたら伺いたいと思えます。いかがでしょうか。

塚越委員： 私は、塚越と申します。私は、副会長の選出については、推薦の

方法で杉浦委員にお願いしたいと思っています。

杉浦委員は、市川市上下水道設備協同組合の理事長として勤めていらっしゃいますし、前期間の2年間、本審議会の委員であったことから適任かと思います。いかがでしょうか。

森田会長： ただいま、推薦によりご指名がございましたが、他にご意見がございましたらお願いします。

知久委員： 私は、知久と申します。塚越委員の意見に賛成いたします。

森田会長： 他にご意見がございましたらお願いします。

(異議なし)

他にご意見がなければ、杉浦委員が推薦されましたので、副会長をお願いしたいと思います。こちらにどうぞ。

事務局： 森田会長ありがとうございました。

ここで、副会長に就任されました杉浦委員からご挨拶をお願いいたします。

杉浦副会長： 改めまして、こんにちは。ご推薦いただきまして、どうもありがとうございます。

私は、市川市内で上下水道の設備工事をしている企業が集まっております市川市上下水道設備共同組合の代表をさせていただいております。先ほど市長からお話がありましたが、市川市の下水道事業は大きく変わろうといいますが、伸びようとしている時期でございます。この審議会もそういう意味では、前に増しまして大切な役割を担っていると思います。私も任期中は、会長を一所懸命サポートさせていただきます。どうぞご協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

事務局： ありがとうございました。それでは、なお本日の審議会につきまして、お配りいたしました資料の会議次第に従いまして次第6に進めてまいりたいと思います。

審議に入る前に、まずお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

《配布資料》

- ・資料1 市川市下水道事業の概要
- ・資料2 第1表 歳入歳出予算
- ・資料3 市川市汚水適正処理構想の見直しについて

《参考資料》

- ・市川市下水道事業審議会条例
- ・市川市下水道事業審議会員名簿
- ・市川市下水道条例

それでは、審議会条例第7条第1項により、これからの会議の進行につきましては、森田会長に議長をお願いいたします。

それでは森田会長よろしくをお願いいたします。

森田会長： 改めまして、森田でございます。議長を務めさせていただきますので、ぜひ、皆さまにご協力の程、よろしくお願いいたします。

6 平成27年度市川市下水道事業について

- (1) 下水道事業の概要について
- (2) 予算等について
- (3) 汚水適正処理構想について

森田会長： 早速ですけれども、会議次第に従いまして、まず議事次第6の平成27年度市川市下水道事業について、事業の概要、それから予算、汚水適正処理構想の3つの議題について事務局より順次説明をしていただきまして、最後に質疑をしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

(全委員、承諾)

事務局のほうから順次、資料に従ってご説明をしてください。よろしく申し上げます。

河川・下水道
整備課長：

河川・下水道整備課でございます。資料1について、パワーポイントを用意しておりますが、見にくい場合は、お手元の資料を見ながらお聞きいただければと思います。

(パワーポイントによるスライド)

まず初めに、下水道の効果でございます。

下水道の効果といたしましては、私たちの生活から出る汚水を下水管で処理場に集め浄化することで、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生を防ぎ、衛生的な生活環境を維持していきます。また雨水を速やかに下水管に集め、川や海などに排水することで、大雨などによる浸水を防ぐことができます。さらに汚水を浄化することで、川や

海の水質を保全し水辺の生態系の維持を図っていきます。主に、このような効果が期待できます。

次に、下水道の処理方式についてでございますが、下水で扱う水には、汚水と雨水がございまして、汚水とは、トイレからで出るし尿を含む排水、または、雑排水といひまして、台所、風呂、洗濯などから出る排水をまとめて汚水と言っております。雨水とは、字のごとくアマミズと言うことになります。

下水道の処理方式には、合流式下水道と分流式下水道がございまして、合流式下水道というのは汚水と雨水を同一の下水管で排除する方式でございます。分流式下水道とは、汚水と雨水を別々の下水管で排除する方式でございます。合流式下水道の長所としては、汚濁、浸水対策をある程度同時に解決できます。短所といたしましては、処理施設の処理能力を超える大雨時には、河川や海などに汚水混じりの雨水が未処理で放流されます。処理施設というのは、大量の雨水を処理できる能力までは作られておりませんで、雨がたくさん降ってしまうと、雨を含んだ汚水を処理できないために、未処理で放流してしまうということになります。

分流式下水道の長所といたしましては、汚水が未処理で河川や海などに流出することがありません。この方式は、別々の管でやっておりますので、汚水管には常に汚水しか流れませんので、雨が降っても処理場で処理できるということになります。短所としては管渠が2本必要になることから、合流式に比べて建設費が高くなるということがございます。

ちなみに、市川市では、真間・菅野地区と、中山・若宮・二俣地区が合流式下水道でございまして、それ以外は分流式下水道となっております。

次に、公共下水道と流域下水道についてですが、公共下水道とは、市町村が設置・管理する下水道でございます。例えば、A市が管を整備して処理場を作って川に流す、このように一つの市で行うものを単独公共下水道といひます。それと、もう一つの流域下水道というのは、複数の市町村の下水道を排除する目的で、例えば、A市とB市があった場合、これらをまとめて処理するための幹線及び処理場を県が設置管理する下水道です。そこに各市町村が管渠をつなぐ、これが公共下水道です。流域下水道に接続するということで流域関連の公共下水道といひます。こちらは、市が単独で行う単独公共下

水道、こちらは流域下水道ということになります。

次に、市川市の下水道事業ですが、都市計画下水道には、3つの公共下水道が位置づけられております。

1つは、赤く塗られたところですが、菅野処理区、これは、市単独で行っている合流式の下水道で、この菅野処理場で下水道処理を行っております。

もう1つは、緑色の部分の西浦処理区、これも合流式の下水道で、船橋の西浦処理場で処理を行っております。

それ以外の青い部分は江戸川左岸流域下水道に接続することによって処理をしている分流式の下水道として、現在、整備を行っているところでございます。

市川市の下水道の普及率は平成27年3月31日の時点で、70.8%。この普及率というのは、人口ベースで、どのくらいの人が下水道を使えるようになっていきますかという数字です。

次に県がやっております、江戸川左岸流域下水道の話でございます。江戸川左岸流域下水道は、千葉県によりまして昭和47年度から、整備が進められております。流域市には、市川市、浦安市、松戸市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、柏市、船橋市の8市があり、8市の水をこの幹線に集めて福栄と本行徳にある2つの処理場で処理します。

処理場につきましては、市川市福栄の江戸川第二終末処理場は昭和56年4月に供用開始しております。現在は容量がいっぱいになってきたということで、市川市本行徳の江戸川第一終末処理場を建設中で、平成29年度に一部が供用を開始すると千葉県より聞いております。

また、松戸幹線、市川幹線について、松戸幹線は外環道路事業に合わせて幹線整備を行っており、平成27年度の完成と千葉県より聞いております。こちらの市川幹線は、市が行っている道路事業の都市計画道路3・4・18号の一部が整備中であり、それに合わせて管渠を造っておりますので、まだ供用が開始されておられません。こちらの供用開始は、平成27年11月と聞いております。

次に、市の公共下水道事業でございます。市の公共下水道事業は、昭和36年に赤く塗られた部分の真間・菅野地区で汚水と雨水を同一の下水管で処理する合流式下水道として整備が始まっております。その後、これらを処理する菅野終末処理場が昭和47年度に一部完成し、供用を始めることによって下水処理が開始しております。

また先ほど言ったように、千葉県が江戸川左岸流域下水道事業を始めたことにより、市川市では、昭和47年から公共下水道の整備を開始しています。昭和56年には、江戸川第二終末処理場が供用を開始したことにより、それまで整備をしてきた市川南、南八幡と行徳の各地区で汚水処理が始まりました。その後、順次整備を進めてきましたが、外環道路に沿って造っている松戸幹線と都市計画道路3・4・18号の整備に合わせて造っている市川幹線が未供用だったことから、この幹線に流入する公共下水道の接続ができなかったということで、北部の下水道の整備が遅れてしまいました。このようなことから、市川市の下水道普及率は、近隣市や人口規模が同程度の他市と比べて低いという状況になっています。これは、平成26年3月31日時点の下水道の普及率でございますが、全国平均では77%、千葉県平均で71.4%、市川市では70.1%。平成27年3月31日現在では、70.8%となっております。

今後の整備でございますが、先ほど申しましたように、この松戸幹線が、平成27年度に工事が完成すること、市川幹線が平成27年11月に供用できるということで、本市北部の下水道整備が本格的に始まっていくこととなります。とは言いましても、今まで北部の整備をまったく行っていなかったわけではありません。印旛沼・江戸川左岸連絡幹線というのがありまして、震災等の非常時の対策として、相互支援を主目的に計画されたもので、災害時に印旛沼流域下水道とやりとりしましょうという幹線で、これを暫定的に使わせてもらうことで、宮久保・若宮・柏井地区を平成16年から暫定的に整備を始めております。これは、千葉市にある花見川第二終末処理場で処理していますが、最終的には市川市にある江戸川第一終末処理場、第二終末処理場へ流すこととなります。今は市川幹線が使えませんが、暫定的にこの幹線を使わせてもらうことによって整備を進めております。こちらは、西浦処理区です。平成9年から船橋市と共同の合流式の単独公共下水道として整備に着手しました。

また、本北方、南大野地区は、市川幹線が平成27年に供用を開始するのを念頭に置きながら、まだ使えはしないのですが、平成21年度より先行的な整備に着手しております。曾谷・国分地区に関しましては、外環道路に合わせて整備をしており、まだ使えませんが、平成25年度より先行的に整備を進めてきております。今後は、白く塗られたエリアの早期整備を目指して事業を進めていくということ

になります。

続いて雨水整備事業でございます。菅野処理地区は、合流式下水道ですので、汚水と一緒に整備をしていくことになりますが、昭和36年から合流式下水道として整備を開始し、昭和51年度に事業を完了しております。西浦処理地区についても、合流式下水道として汚水に合わせて整備を進めておりまして、木下街道の道路事業に合わせて整備しなければならないものを除くと、平成35年頃までには、概ね整備が完成する予定でございます。残るは、江戸川左岸処理区でございます。平成25年に策定しました下水道中期ビジョンにおいて、浸水被害が多く、かつ外環道路に伴って雨水排水系統が分断されてしまう市川南排水区及び高谷・田尻排水区を整備優先区域に定めまして、現在、外環道路事業にあわせ集中的に工事を進めているところでございます。

次に、整備優先区域に定め雨水整備を優先的に進めています市川南排水区と高谷・田尻排水区についてご説明をさせていただきます。

こちらは、市川南排水区でございます。これが江戸川、市川駅、本八幡駅、この辺りがコルトンプラザ、この辺りが市場となりますが、この排水区域の面積は541ヘクタールあります。この排水区は、昭和47年から雨水の整備にとりかかっております。ここに秣川排水機場があります。この排水機場で江戸川へ雨水を排出していますが、この排水機場が昭和58年に千葉県により整備されたことによって、この地区の排水が現在なされている状況でございます。

しかしながら、都市化の進展などにより、雨水が地下に浸透しにくくなったことなどにより、たびたび浸水被害が発生することが多くなってきております。

また、この区域の緑色の点が外環道路ですが、この外環道路が計画されたことによって、この地区の排水が分断されてしまい、こちらに水がいなくなってしまうということもありまして、外環道路が通ることを契機に雨水計画を見直しました。この地区を色分けしており三地区に分けまして、概ね外環道路の東側の地区の排水をとるために新に大和田ポンプ場の建設を計画しました。それと市川駅の西側の区域に市川南ポンプ場を計画することによって、1つのポンプ場だったものが合計3つのポンプ場になるということで、排水能力が1秒間に23m³だったものが合わせて60m³になります。現在は、大和田ポンプ場の工事とポンプ場へ雨水を導く幹線管梁工事を行ってお

ります。大和田ポンプ場に関しましては、平成29年当初の供用を目指して工事を進めております。外環道路の工程がまだまだ流動的などころもあり、外環道路事業に遅れが出れば、こちらの工事も影響を受けて延びてしまうという状況です。

次に、高谷・田尻排水区です。赤く塗られたところが高谷・田尻排水区でございます。江戸川の脇に高谷川がありまして、この排水区は高谷川へ水を流す排水区でございます、黄色いのが外環道路でございます。ここに外環道路が通ることによって排水が高谷川へいかななくなってしまうことに対応するために、現在、集中的に工事しております。こちらは、上空から見た写真ですが、これが高谷・田尻排水区、これが高谷川、この辺りが産業道路です。この辺りが鬼高・田尻になります。その辺りが浸水常襲地域です。ここに外環道路が通ることによって、この辺の排水が分断されてしまうということで、それに対応するために外環道路の外側と内側に高谷川の代わりとなる排水管を入れておりまして、外側の排水路は国、内側は市で整備を行っております。この工事が完了した後は、この辺りは浸水常襲地域になっておりますので、上流に向かって管路の整備を引き続き行っていく、浸水常襲地域の解消を図っていきたくと考えております。

最後になりますが、下水道長寿命化事業についてでございます。本市の下水道設備、特に最初に公共下水道整備に着手した菅野処理区においては、供用から40年以上が経過したものが多く、下水道管の老朽化による破損で起こる道路陥没、ポンプ施設の故障など老朽化による問題が顕在化しております。

一方、国においては、管路施設の老朽化などに起因した道路陥没の増加を背景に、日常生活に重大な影響を及ぼす事故の発生や機能停止を未然に防止し、コストの最小化を踏まえた計画的な改築を推進するため、平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設しております。

そこで、本市においても菅野処理区下水道長寿命化計画を策定しまして、これに基づき、国の交付金制度を活用しながら、平成27年度からポンプ場施設の長寿命化改修工事を行ってまいります。

以上で、本市の下水道事業の概要を終わらせていただきます。

続きまして、平成27年度の工事概要でございます。これが松戸幹線です。現在は、外環道路の工事に合わせて流末付近を整備してお

りまして、赤く塗られた辺りを施工していきます。これが市川幹線沿いで、これが連絡幹線です。黒く塗られたところは、既に整備済みのところでございます。赤色の部分となりますが、先行的な整備、暫定的な整備を引き続き施工していく予定としております。こちらは菅野処理区で、長寿命化事業によってポンプ施設の改築を行っていきます。こちらは大和田ポンプ場で、引き続き平成28年度まで行っていく予定です。そして、市川南7号幹線と言いますが、引き続き平成29年度までの建設予定です。こちらは、高谷・田尻排水区で、高谷川の手前を外環道路で分断されることに対応するための管渠の工事を引き続き今年度も行っていく予定です。外環道路沿いの工事は、概ね来年で終了予定でして、その後は上流に向かって工事を進めていく予定としております。以上で工事の概要を終わらせていただきます。

事務局：

それでは、(2)予算等につきまして、河川・下水道管理課長より説明をお願いします。

河川・下水道
管理課長：

河川・下水道管理課の石井です。

私のほうからは、平成27年度の下水道事業特別会計の概要につきましてご説明いたします。

はじめに、特別会計についてご説明しますと、下水道使用料など特定の収入を下水道施設の維持管理費などの特定の支出に充てるため、経理を明確にするために、市の条例によりまして設けられました会計のことです。下水道事業は、ひとつの企業として位置づけられ独自採算制が求められており、下水道を使用する方々から下水道使用料をいただき、その収入の一部を運用して事業を行っております。

しかしながら、下水道事業すべての経費を下水道使用料でまかなっているものではなく、下水道法という法律の中で、雨など雨水を処理する経費につきましては公費負担、家庭から排出される汚水の一部は私費負担の考えに基づきまして、費用負担を行って予算ができております。

それでは、資料2を見ながら、A3版の予算書の写しを添付したものでございますが、それを見ながら説明をしたいと思います。

平成27年度下水道特別会計の予算書の写しですが、皆さんご存知と思いますが、収入にあたるものが歳入、支出にあたるものが歳出となっております。表の左側の歳入についてですが、第1款 分担金

及び負担金から第7款 市債で構成されております。

内容につきましてご説明しますと、第1款 分担金及び負担金は、ポンプ場の建設に際し外郭環状道路の事業者等が負担される建設事業費負担金や下水道整備により生活環境が向上し土地の資産価値が向上するなどのことから整備区域の皆さまに負担していただく受益者負担となっております。第2款 使用料及び手数料は、下水道使用料となっております。第3款 国庫支出金は下水道整備などに対して交付される国からの補助金でございます。第4款 繰入金。これは、雨水など公費でまかなうべき費用などを一般会計から補填されているものでございます。第5款 繰越金。これは、前年度から繰り越した金額を計上するものでございます。第6款 諸収入は、水洗便所の改造などで市民の皆さまに貸し付けた償還金でございます。第7款 市債ですが、下水道整備には多額の費用がかかるわけでございます。国の補助金や市の税金でまかないきれない建設費の一部について借金をして対応しているものです。もう少し分かりやすく申しますと、私たちが家を買うときに借りる住宅ローンのこと、その返済だと思っただけだと思っております。

続きまして表の右側になります歳出です。第1款から第3款まであり、第1款 下水道事業費は、総務管理費、下水道管理費、下水道築造費の3つに分かれております。金額を見ますと、下水道築造費がこの中では大きなウェイトを占めております。これは、大和田地区に大規模なポンプ場を整備している他、大きな雨水幹線の整備を行っております。そういう理由で下水道築造費が大きな金額となっております。次に公債費です。先ほども申しましたが、下水道の建設に際して借り入れたお金の返済額となっております。最後に予備費です。これは緊急事案が発生した場合に使用するお金と思っただけだと思っております。

そして、平成27年度の予算総額は、歳入、歳出ともに一番下のほうに数字があります。141億9,000万円。これは市川市の一般会計総額の1割程度が下水道事業の歳出歳入の予算となっております。

最後になりますが、下水道使用料の見直しについてご説明をいたします。下水道使用料は、定期的に、3年に1度見直しを行っております。昨年度のこの審議会におきまして、平成27年度から平成29年度の3ヵ年分の算定期間として検討した結果、現状の使用料を続けることが妥当だという結論に至りまして、現在の使用料となっております。

ます。

以上が私からの予算の説明となります。

事務局： それでは、(3)汚水適正処理構想につきまして、お手元の資料に沿って、水循環推進課長よりご説明をいたします。

水循環推進課長： 水循環推進課の萩原です。よろしく申し上げます。私からは、市川市汚水適正処理構想について報告いたします。恐れ入りますが、お手元の資料3をご覧ください。資料3の表は、本日報告いたします概要のポイントをまとめております。また、裏は用語解説となっております。報告にあたりましては、パワーポイントを使用しながら行いますのでよろしく申し上げます。

はじめに汚水適正処理構想はどのような構想なのかを簡単にご説明いたします。汚水適正処理構想は、下水道、合併浄化槽、コミュニティプラントなど、汚水処理施設の整備にあたり、千葉県が主体となって各市町村と連携して策定するものでございます。汚水処理施設がそれぞれ有しております特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定している構想であります。現在の構想は平成22年度に策定しております。この構想の中で当市の汚水処理施設整備につきましては、全域、公共下水道による処理が適正であると示されております。なお、今回の見直しは、県内各市町村におきまして今年度実施されておきまして、来年度に千葉県が各市町村の見直しをとりまとめることになっております。

次に、今回の汚水適正処理構想の見直しを行う経緯とその背景でございまして、生活雑排水のすべてを公共下水道や合併処理浄化槽で処理している汚水処理人口普及率、これにつきましては、全国平均では平成24年度末で88%を超えておきまして、残された地域に一刻も早く汚水処理施設を整備する必要がございまして、一方、既に整備された地区におきましても既存の施設の老朽化対策や改築、更新が求められているところでございまして、また、人口減少や厳しい財政事情を踏まえますと、より効率的な汚水処理施設の整備、また、運営管理を適切な役割の下、計画的に実施していくためには、現在の構想の見直しを図らなければなりません。

そこで、平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省連名によりまして、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進についての通知が都道府県に示されたところ

ろでございます。この通知は大きく2つから構成されております。1つは、10年程度、千葉県におきましては、平成36年度末ですが、10年程度を目途に汚水処理の概成を目指す。もう1つは、持続可能な汚水処理の運営を行うため、既に整備された地区における長期的な観点、千葉県では平成46年度末で設定しておりますが、長期的な観点からの効率的な改築方針や運営管理手法を検討することとなっております。

次に、本市の汚水処理の現状でございます。先ほど、河川・下水道整備課長からも説明がありましたが、平成26年度末の下水道普及率は70.8%です。そこに、合併浄化槽人口を含めた汚水処理人口普及率は84.4%でございます。従いまして、現在、約7万4,100の方が未だ適正な汚水処理がなされていないという状況でございます。

次に、本市における下水道の未普及対策でございます。本市は平成25年度に計画期間を平成26年度から37年度の12年間とする中期的な施策の方向や整備目標を定めた下水道中期ビジョンを策定しております。今後、江戸川左岸流域下水道の松戸幹線、並びに市川幹線の供用に合わせまして、臨海部の工場系地域の約535ヘクタールを除く、市街化区域約3,449ヘクタールについて下水道の整備を順次進めてまいりまして、平成32年度の下水道普及率の目標値は76%、そして平成37年度の目標値は84%を設定しております。平成37年度の目標値84%でございますが、残念ながら市街化区域内におきましては、まだ500ヘクタールを超える区域が未整備のままという状況でございます。

そこで、今回、汚水処理構想を見直しするわけでございますが、この策定のポイントでございます。本市におきましては、具体的な汚水処理施設としまして2つ考えられます。1つは公共下水道、もう1つは合併浄化槽でございます。それぞれ、長所と短所がございます。下水道の長所につきましては、市街地では経済的であること、また、集中的に処理水を公で管理すること、短所につきましては整備に一定の期間が必要であることが挙げられます。一方、合併浄化槽でございます。長所につきましては、過疎地では経済的であること、また、早期の整備が可能である。短所につきましては、個人で処理水を管理しなければならないことが挙げられます。

本年3月に千葉県より本構想の見直し作業マニュアルが各市町村に示されております。このマニュアルに従って策定するわけござ

いますが、その策定のポイントでございます。経済性の他、市の基本構想、基本計画、施政方針などの方向性や、地域の特性などを踏まえた最適な方式の選定を行うとともに、汚水処理 10 年概成に向けた手法を検討してまいります。

最後になります。この適正構想の策定スケジュールでございます。千葉県による最終的なとりまとめと全県域構想策定完了を来年 9 月に予定しております。そうしたことを踏まえ、今年度中に策定完了する計画としなければと考えております。具体的には、10 月までに条件整理、各種検討と原案を作成しまして、その後、パブリックコメントを実施したのち、千葉県へ提出する予定でございます。なお、パブリックコメントを実施する際は、委員の皆さまに私どもからこの構想原案を送付させていただきますので、その際は、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

森田会長：

ありがとうございました。議事次第 6 の 3 つの話題につきましてすべて説明が終わりました。委員の皆さま方から、ご意見、ご質問をうけたまわりたいと思っております。

増田委員どうぞ。

増田委員：

6 つ提示させていただきます。

資料 1 の 4 ページ目で上のところ、合流式下水道と分流式下水道とありますが、今後、もし、下水道を増やしていくのであれば、合流式、分流式どちらにしていくのかということと、もし、ケース・バイ・ケースでやっていくのであれば、現状どういう考え方をしているのか伺いたいです。

2 点目になります。8 ページ目の上のところ、整備の優先順位の決め方があれば伺いたいです。基本は完成に対しておそらく下流の地域からやっていることだと思いますが、他に考え方や基準があれば伺います。

3 点目になります。8 ページの下です。下水道普及率ですが、おそらく県の方向どおりであれば 100%を目指すということであると思っておりますが、基本的にはあらかじめ、策定できたら市川市の汚水適正処理構想を優先してやっていくということでしょうか。現状、どうしているかを伺いたいです。

次に 5 点目の資料 2 です。歳出の公債費ですが、30 億 8,507 万 1,000 円のうち、償還費、不払費、事務取扱費の内訳を伺います。

最後に、資料 3 になります。1 行目に集落排水施設と書いてありますが、市川市では、使用率が何%なのか伺いたと思います。

以上、よろしく申し上げます。

森田会長： 全部で 6 つということで順次お答えいただきたいと思います。第 1 点目は合流と分流で今後どういうふうに整備していくかということですが、事務局からお願いします。

水循環推進課長： 今後の整備が分流式でいくのか合流式でいくのかということでございますが、市川市全体の計画といたしましては、大きく合流式と分流式がございます。合流式につきましては、菅野処理区、これは既に整備済みです。船橋市との市境にある西浦処理区、合流式が一部ございます。こちらにつきましては全体の計画としまして約 404 ヘクタールと考えています。一方、分流式ですが、先ほどの江戸川左岸処理区が約 4,795 ヘクタールあります。あと、西浦処理区の一部が分流地区でございまして、合計で約 4,821 ヘクタールあります。従いまして、私どもとすれば、面積費でいくと 1 対 1 2 くらいの関係になっているということでして、分流式を進めていくというところでございます。以上でございます。

小川委員： すみません。ちょっといいですか。

森田会長： はい、どうぞ。

小川委員： 小川と申します。今のご説明の中で、今後、分流式が多くなるということによろしいですか。

水循環推進課長： そうでございます。

小川委員： 分流を進めていくということは、合流と比べた場合、コスト的にかかりかかるのではないですか。雨水と汚水を別々に作っていくということですよ。どうでしょうか。

分流にするか、合流にするかという判断基準というのはコスト的な要素はあまり考えないのですか。

河川・下水道
整備課長：

基本的に合流式下水道というのは、古いタイプの処理方式で、1 つの管で済むため簡単にできてよさそうですが、この方式は 1 つの大きな管を造って普段はそこに汚水だけが流れます。雨が降りますと、汚水に雨水が混ざって一緒に流れ、そうすると大量の雨水が処理場に向かって流れます。処理場は、汚水を処理できる能力で造っておりまして、大量の雨水がくると処理場で処理しきれません。ですのである程度、雨水で薄まっているからいいだろうということで、未

処理のまま、川や海に流すことになり、あまり環境によろしくない方式です。

従いまして今は、昔作った合流式下水道については、未処理のまま放流しないように合流改善ということで、新に高速で水処理できる処理施設を造って、なるべく未処理のまま川に流れないように追加で対策をとっています。ですからやはり機能としては分流式がいいということであり、市川市の残っているところは、分流式で計画されていることもあり、今後も分流式で整備を進めていきます。

森田会長： では、井上委員、お願いします。

井上委員： 私は、機能のこととか環境のことを考えて分流式がいいと思います。小川委員が心配なのは、どのくらいのコスト差があるかということ。私もコストがどのくらいかかるのか、市民にかかってくるのか、そういうことが多少不安です。ですが、やっぱり良いものを作れば、その分コストがかかるとか、長くもつとか、将来的なことを考えれば絶対分流式がいいかなと思います。

森田会長： 私のほうから事務局に伺います。基本的には、これからずっと分流式だと思いますが、合流で未整備区域というのは今でも少し残っているのですか。

水循環推進課長： はい、西浦処理区に一部残っています。

森田会長： それは、全体とすれば12分の1くらいということですか。未整備区域の中の12分の1ということですか。

水循環推進課長： 合流の西浦処理区は、面積が122ヘクタールあります。そのうち既に85ヘクタール終了しております。その残りの約40ヘクタールの整備を進めていきます。

森田会長： 市全体の未整備区域は何ヘクタールありますか。

水循環推進課長： 全体計画が合流と分流を合わせまして5,225ヘクタールとなっております。そのうち出来ている所が、分流、合流合わせまして2,185ヘクタールでございます。その差がまだ出来ていないということです。

森田会長： そうしますとね、3,000ヘクタールくらいがまだ未整備で出来ていないということで、そのうち40ヘクタールが合流だということですね。

水循環推進課長： 詳しい数字を申し上げますと、残っているのは3,040ヘクタール、そのうち合流は37ヘクタールです。

森田会長： 市民の方はこれから分流式がたくさん出来るとお金がかかるでし

ようということですが、実態上、これからも分流でいくということですね。

水循環推進課長： 先ほどの河川・下水道整備課長からの答えのとおり、市川市は流域下水道ということで千葉県にて第一終末処理場、第二終末処理場の整備を進めております。先ほどの分流式と合流式のコスト比較という点でございますが、申し訳ございませんが、そこまでは算定しておりません。

森田会長： 増田委員の質問の回答が終わっておりませんので、事務局が全部回答してから次の方の質問を受けます。

2 つ目がこれからの整備の優先順位ということだったと思いますが、方針がわかれば教えてくださいということです。

河川・下水道
整備課長：

基本的な方針としては、まず基本的に下水道は自然流下というか自然の勾配で流しておりますので、順次下流から整備を進めていきます。流域下水道への接続点が決まっております。この接続点が公共下水道の最下流となりますが、最下流から順次上流に向かって整備をしていきます。また、基本的には市街化区域を優先に進めていきます。以上でございます。

森田会長： 3 つ目が県構想です。県がとりまとめた構想と市の構想で最終目標値が違うのですが、それはどうするのですかということです。

水循環推進課： 私ども先ほど中期ビジョンの説明をさせていただきました。平成 25 年度に策定をしまして、平成 26 年度から計画期間 12 年間とする施策を含めて策定したところでございます。その中で、下水道の普及率につきましては約 84%を見込んでおります。今回、国のほうから出た 10 年間で概成しろということの汚水適正処理でございますが、下水道の他、先ほど申し上げましたとおり、合併浄化槽とかコミュニティプラントとかそういうものも数値を入れてできる限り概成、100%に近い数値に上げてくださいますというのが国からのお話でございます。

現在、下水道中期ビジョンの形で整備を進めていきますと、おおよそ 10 年後の平成 36 年度くらいになりますが、だいたい私どもの目安としましては、90%くらいまで汚水適正処理が上がってくるものと考えております。今後、下水道整備率も上がってまいりますし、それに伴って今まで使っている合併処理浄化槽の人も下水道に転換されることも考えられますが、90%くらいに上がるのではないかと

見込んでいます。この 90%をいかに 100%まで近づけるかっていうことが今回の汚水処理適正構想の策定の目的でございます。そういった意味も含めての構想でございます。

森田会長： 次に 4 つ目の公債費の 30 億の内訳をお願いします。

河川・下水道
管理課長：

公債費、30 億 8,000 万円の内訳をというご質問でございましたが、元金が 22 億 4,000 万円、利子が 8 億 4,000 万円、足しますとだいたい 30 億 8,000 万円となります。比率で申し上げますと、下水道特別会計の総額 140 億のうち、16%が元金、利子が 6%ほどでございます。

森田会長： はい、ありがとうございます。

最後に、集落排水施設の整備についてお願いします。

水循環推進課：

資料 3 のとおり市川市におきましては、下水道と合併処理浄化槽のみで、集落排水施設とコミュニティプラントはありません。以上です。

森田会長： 5 つの質問に対する回答がでそろいました。

増田委員： 6 つのうち、5 つしか質問しておりませんでした。最後に、もう 1 つよろしいでしょうか。

森田会長： はい、どうぞ。

増田委員： 資料 1 の 12 ページの上のところを確認させていただきたいのですが、市川南地区の雨水整備事業で、エリア外の市川北部とか北東部の排水能力は変わらないということになりますか。真間とか、菅野とかどうでしょう。

河川・下水道

整備課長： 特に、変わりありません。

増田委員： はい、わかりました。

森田会長： 他にご質問はございますか。小野委員どうぞ。

小野委員： 小野です。資料 3 の普及率の件ですけれども、先ほど、下水道処理人口普及率と汚水処理人口普及率は、70.8%と 84%ということですが、今までずっと下水道処理人口普及率でしたと思います。以前に 6 年間くらい審議会委員でしたときも質問させてもらったのですが、要は、下水道人口普及率 100%はいつなるかです。去年、市川市は 80 周年でしたので、100 周年は 19 年後です。計算してみたら、平成 32 年から 37 年目処に 76%から 84%までいくと、だいたい年間 1.6%くらいやればできると思います。そうすると、100 周年記念の

ときに 100%ということは、だいたい 1.5%でしたら出来る計算になります。100%目標年度を示さないと、いつまでも達成できません。市川市の市政 100 周年記念のときは 100%ですという形にもっていくことを考えたほうがいいと思います。これは、提案です。なかなか 100%を示すことは難しいかと思いますが、今後の汚水処理構想を見直して 100%の目標年度を示すことを考えていただきたいと思います。以上です。

森田会長： 今のは、提案で特に回答を求めなくてもよろしいですか？

小野委員： はい、結構です。

森田会長： では、その件は記録に残すということで整理したいと思います。他にご質問はありますか。小川委員、どうぞ。

小川委員： 色々ご説明ありがとうございました。私は市川市にいながら、なかなか下水道事業のことを存じ上げないで申し訳ないのでひとつご教授いただきたいのです。下水道料金の設定に関して、あるいは回収っていうのですか、徴収っていうのですか。例えば水道料金に定率で賦課しているのか、例えば何%としているのか、あるいはもっと定額的に各戸、つまり使用量に基づき家庭から、あるいは、企業から回収されているのでしょうか。そのへんのところをどのように回収されているのかご教授いただければありがたいです。

森田会長： 事務局からお願いします。

河川・下水道
管理課長：

ただいまのご質問ですが、下水道料金は、県の上水道の使用量を元に計算しております。県の水道局に市がお金を出して、どれくらいを使ったかというデータを見せてもらいます。その水道の使用量に対して下水道の料金を賦課している。つまり、上水道を使った分について下水道使用料をお支払していただいております。

小川委員： それは、市川市としてですか。

河川・下水道
管理課長：

はい。市川市としてです。

小川委員： 県の上水道の使用に対してお支払いしているということですか。

河川・下水道
管理課長：

いいえ。県の水道の使用量のデータを市川市として見せてもらって、そしてその使った量に対して下水道の使用料を使った人に賦課しております。

小川委員： そのあと、使った使用量で各家庭、あるいは各企業なりに下水道を使ったということで請求されているのですか。

河川・下水道

管理課長： はい、そうです。

小川委員： 回収はどのような形でやられるんですか。

河川・下水道

管理課長： 市川市は、料金がこれくらい発生したのでお支払くださいということで納付書を送って支払っていただいております。支払っていただけない場合は、条例等にのっとりまして、最悪の場合は差し押さえということもあります。

小川委員： ちなみに、回収率はどのくらいですか。つまり、納付書なりを送りますよね。実際に払われてきているということなら、そういった点での回収率はどのくらいですか。100%でしょうか。

河川・下水道

管理課長： いいえ、100%にはいかないです。やはり、生活をする上で生活保護を受けているとか、会社が倒産してしまったという生活困窮苦の方がおりまして、そういう方を除くと現年度分で約99%ほどとなっております。

小川委員： 99%は回収されているということですね。それは毎月ですか。あるいは半年とか。

塚越委員・井上委員： 2ヶ月ごとです。

河川・下水道

管理課長： そのとおりです。水道の検針が2ヶ月に一度なので、そのデータをもらって下水道使用量として賦課しています。

小川委員： はい、わかりました。

森田会長： 他にございますか。澤田委員どうぞ。

澤田委員： 澤田です。先ほど、下水道中期ビジョンのお話がありましたけれども、それを拝見させていただきまして、その中に実行計画のロードマップというものがございます。26年度からということですが、その達成率の状況をご説明いただければと思います。

それと中期ビジョンに関連いたしまして、基本方針の中に経営基盤の構築のうち企業会計の方式。それと、2つ目に管理の最適化につきまして、アセットマネジメントの導入。また、3つ目に効率的なビジョンの推進としまして、市民に向けた啓発活動、Web活動、この3つについての考え方をお聞かせください。

それから、同じく施設設備等の固定資産の管理方式、方法につきましてアセットマネジメントに係るかもしれませんが、考え方お聞かせください。

それから、さらに資料の 16 ページについて、長寿命化事業というのがございます。長寿命化事業につきましてメンテナンスの考え方をお聞かせ願えればと思います。

5 点目なんですけれども、資料 2 の歳出の下水道事業費の中に入っていると思いますが、施設下水関係に関する修繕費、補修費、こういうのがだいたいどのくらいかかるのか、お聞かせ願いたいと思います。

森田会長：

5 点まとめて、事務局からご回答ください。

水循環推進課：

私のほうからは、1 点目の中期ビジョンロードマップの進捗状況についてお答えします。先ほどご説明しましたとおり、平成 25 年度に中期ビジョンを策定しております。これは、計画期間 12 年間である平成 26 年度の最初の年といたしまして、平成 37 年度まで、その計画期間における市川市の下水道の関連施策の目標、並びに、主要な事業の目標を示したものでございます。昨年度は初年度でしたので、事業の性格で一定程度の進捗がないと表れない数字とか今後取り組む年次計画とか、そういった事業もございますが、私どもからすれば目標に向けて概ね順調なスタートだったのではないかと判断しております。

2 つ事例をあげますと、先ほど整備普及率のお話が出ましたが、ビジョン策定の平成 25 年度時では 69.8%でした。32 年度の目標値では 76%でございます。今年の 3 月である平成 27 年 3 月末では 70.8%、概ね中期ビジョンどおりに進んでいるものと理解しております。

一方、先ほど河川・下水道管理課長から説明がありましたが、下水道使用料の適正料金の検討、これにつきましては平成 32 年度、前期を 5 年間程度とみておりまして、平成 32 年度までに 3 回実施しましょうということで目標を掲げているところでございます。それにつきましては、昨年度、見直し等、審議会でご意見をいただきまして現状のままということになりましたが、1 回実施したというところでございます。この進捗状況につきましては、中期ビジョンの中で書いてあるとおりですが、公表するということになっております。私どものホームページで 6 月頃公表させていただいておりますので、ホームページを見ていただければ、それ以外の項目もそれぞれの進捗状況も掲載しておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

河川・下水道

管理課長：

私からは、公営企業会計への移行、アセットマネジメントに向けた活動等、何点かについてお答えします。

公営企業会計への移行につきましては、平成 27 年 1 月に公営企業会計の移行に向けて総務省から正式な要請があり、人口 3 万人以上の都市は、平成 32 年 4 月までに対応が求められております。市川市でも平成 30 年 4 月の移行を目指しまして平成 26 年度より事業を進めております。平成 27 年度、今年度以降から平成 29 年度まで 3 カ年で、すべての資産の調査、マンホールとかポンプ場とかですが、すべての評価を行うことで事業を進めております。

それともう 1 点、施設、設備等の固定資産の管理方法です。下水道の管理は、現在、紙ベースの台帳により管理しておりますが、昨年度、平成 26 年度より電子化を進めております。電子化が完了しますとデータの正確性、利便性が向上され、将来的には、情報管理の提携により下水道の一連の維持管理業務につなげられるものと思っております。

次に長寿命化事業です。下水道施設における事故の未然防止、及び、ライフサイクルコストの最小化を目指す長寿命化対策に係る計画を策定しております。予防保全的な維持管理を実施するもので、現在、菅野処理地区を対象に調査を行い、平成 26 年度に詳細設計を実施し、平成 27 年度に真間、菅野ポンプ場に改築工事を行っていきます。このポンプ場の改築が完了の後にその他の箇所は実施していく予定となっております。

それから次に、歳出の下水道管理の修繕費と補修費でございます。約 1 億 3,800 万円の修繕費をして補修の計上をしております。下水道築造費で工事請負費の新設工事費として約 19 億 2,300 万円を計上しております。この修繕費 1 億 3,800 万円の内訳は、菅野ポンプ場、処理場の老朽化した下水道管路等、これらの修繕となっております。

先ほど、下水道使用料収納率 99%と申しましたが、1%間違っております。98%に訂正させていただきます。以上です。

森田会長：

澤田委員、回答は以上でよろしいですか。

澤田委員：

はい。

森田会長：

他に、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。高橋委員、どうぞ。

高橋(岩)委員：

先ほど、分流式、合流式のお話がありましたが、これから行うの

は分流式ということに関しましては、環境等を考慮して分流式でよろしいのかなと思います。現在、合流式で整備されているところで、放水路はどのくらいまで耐えられるのかということと、放流された場合に予想される最高の放流量なんかあれば教えていただきたいと思います。

水循環推進課長： 現在、昨年度まで合流改善を河川・下水道整備課で所管して進められていたところでございます。この合流改善につきましては、公衆衛生上の安全確保ということで、高速ろ過施設や、管内貯留を設けております。また、ゴミに対応するために、細めのスクリーンも設けております。それから、今年度、試運転の状態ですが、あと数ヶ月で本格稼動するという状況でございます。

もう1点、計画雨量は何ミリかというお話ですが、時間で50ミリでございます。

森田会長： 高橋委員、よろしいですか。

高橋(岩)委員： はい。

森田会長： 他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

高橋(伸)委員： 江戸川下水道事務所の高橋と申します。先ほど、合流で進めるのか、分流で進めるのかという考え方と、それは何%かという数値など説明がありました。市川市では昭和の早い段階から菅野処理場を作られている。また、大部分が江戸川左岸流域下水道で処理されている処理場は、まさに私どもの事務所がある所にあるわけですがけれども、そこで処理している。こちらにつきましても昭和47年度から整備を進めて昭和56年度から供用が開始されている。長い歴史があるということです。

また一方、西浦処理区につきましても、船橋市との市境にある西浦処理場のほうで処理されている。それは、市単位でやるよりも効率的だからで、両市お互いにやりとりしながら効率的に整備していくということでございます。

何かと申しますと、市川市の大部分を占めている江戸川左岸流域下水道では分流式となっており、合流式の整備はありえないということです。処理場が分流式なので分流式で整備を進めていくということです。

一方、菅野地区は合流式で全部整備が済んでいる。西浦処理区につきましても合流式で受け入れることができますので、資料1の5ページ、その中で未整備のところが残っています。西浦処理区は事

業計画面積が 126 ヘクタール、整備面積が 85 ヘクタールで、その残り 41 ヘクタールは合流式で整備するということだと思います。そうしますと考え方というよりは、元々の考え方があったわけです。浸水が多い地域は、合流式で雨も汚水も両方いっぺんに処理した方が合理的です。浸水の心配はないですが、早く汚水処理しようとする、昭和の年代は汲み取りがまだまだあったわけですが、そういうところは、合流式だといっぺんに処理できるのですが、逆にお金がかかる。初期投資ということなので、汚水処理を優先して、汚水を処理しています。

江戸川左岸流域下水道は、昭和 45 年に公害国会という国会がありまして水質汚濁防止法ができました。私は小学生だったのですが、川の色が灰色で泡が吹いてたんですね。それを契機に下水道法が改正されまして、公共用水域の水質保全という目的が追加されました。今までの汚水を処理して衛生的な環境を作りましょうということと、雨水を処理して浸水区域をなくしましょうという 2 つのことで下水道法ができました。公害ということが社会問題化したときに、下水道法が改正になり、公共水域の水質の保全というのができました。そうすると市川市は江戸川左岸、つまりは、東京湾にみな流れているんですね。東京湾の水質を良くするためには、市町村ごとにやっていただくと効率が悪いということで県が大きな流域として早く処置しようということで流域下水道ということに決まったという経緯があります。そういう経緯があって、流域下水道は分流式でやっています。ですから、思想というよりは、何を目的にするか、早く汚水を処理したいのか、雨水も処理して浸水をなくしていきたいのか、そういった経緯の中で処理方式が決まっています。その計画にのっとり、その残りの区域を整備しているということだと思っています。そういうことでよろしいでしょうか。私は事業者なので、説明を追加させていただきました。

森田委員： どうもありがとうございました。他に何かありますか。事業者の方もいらっしゃるの、ついでに下水道事業全般のご質問でいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。竹内委員、どうぞ。

竹内委員： それでは、処理場のことを聞かせていただきたいと思います。市川市内の終末処理場には、第一、第二とあるんですが、先に第二のほうから、先に、昭和 56 年から 7 市が供用されています。現在、江戸川第二終末処理場の処理能力がどの程度、何割、何%くらいある

のか。第一終末処理場が平成 29 年度から一部供用開始ということですが、これから、外環道路、あるいは先ほどお話ありましたが、都市計画道路 3・4・18 号が完成して、その中に市川幹線、松戸幹線等が入ってきたときに、今の第二終末処理場だけで処理できるのか。第一終末処理場が整備されないとできないのか、そのへんのところを確認したいと思います。

森田会長： それは、事務局の回答でよろしいでしょうか。

高橋(伸)委員： 事務局よりは、まさに江戸川左岸流域下水道の事業者でございますので、私からお答えさせていただきます。手元に資料がありませんので、詳細な数値についてはもし間違いがあれば後日訂正でお願いいたします。

第二終末処理場の処理能力ですが、日量で 36 万 4 千トンでございます。平成 26 年度の実績で日量 34 万 6 千トンでございます。処理能力の 95%の流入下水道量があると覚えております。ですから、これから市川幹線、松戸幹線の供用を開始して、先ほど事務局から説明があったように下水道の接続を見越して既に整備を進めていることを考えますと第二終末処理場だけでは、処理しきれないということです。そこで、第一終末処理場の整備を進めているということです。ですから、委員の 1 点目の質問については、第二終末処理場の処理能力はどのくらいかということについては、36 万 4 千トンでございます。割合は昨年度の実績ですと処理能力の 95%です。今後、鎌ヶ谷市も市川幹線で供用開始すると 8 市が供用開始となりますが、今後の整備の進展を考えますと第二だけの能力では足りないということになります。

2 点目の第一終末処理場ですけれども、そういった今後の整備の進展につきまして、関連 8 市から整備の進捗状況等をお聞きしながら、流入量の予測をしております。平成 29 年度には処理能力を超過する水量が入ってくるだろうと考えておきまして、平成 29 年度の供用を目指して整備を進めているというところでございます。よろしいでしょうか。

竹内委員： お聞かせいただいてありがとうございます。

森田会長： 他にどうでしょうか。幸前委員、どうぞ。

幸前委員： 幸前です。初歩的な質問をさせていただきます。下水道の普及率が約 70%ということで、100%にいかない理由っていうのは、いわゆる下水道が通らないから 100%でないのか。通っているのに下水

道でなく汲み取りでいいですという方が多いから、100%にいかないのか。もし工事のせいなら、例えば、外環とか3・4・18号が通ることによって、いくらか下水道の範囲が増えると思うんですが、今後大きな道路ができないと下水道が通っていかないのかなとか、他に方法はないのかなとか、それとも100%にいかない理由は、37年度末でも84%までしか達せない理由っていうのをもしわかるようでしたら教えていただきたい。

水循環推進課長： 先ほど河川・下水道整備課長からのお答えのとおり、松戸幹線いわゆる外環道路、市川幹線の都市計画道路3・4・18号、これらの道路事業の進捗が厳しい状況でしたが、ようやく目処がたって、それで幹線ができる。その幹線に沿って整備を進めていくということになってまいります。

但し、すぐに広大に全部できるかという市の財政的な面とか、職員の数とか、施工上の問題とか色々あります。さきほど申し上げました中期ビジョンが可能性のあるものと私たちは考えています。そうするとやむを得ず84%になってしまいます。

参考までに、中期ビジョンの中で私どもが考えていることは、市街化区域内はできるかぎり早く整備したいと思っております。そこにつきましては、概ね20年後の平成46年度くらいには96%くらいまで下水道の普及率を上げていきたいと思っております。調整区域につきましては、汚水適性処理構想の中で検討していくわけですが、なかなかそのあとになってしまう。皆さんお住まいになっている市街化区域とか人口集中地区とかそういった区域について集中的に事業を展開してまいりますので、そういったケースにならざるを得ない、そんな状況でございます。以上でございます。

森田会長： よろしいですか。他にはどうでしょうか。

他にご意見等がないようですので、これで平成27年度第1回市川市下水道事業審議会を終了いたします。

事務局： ありがとうございます。

傍聴の方は恐れ入りますが退室をお願いいたします。

本日は、改選に伴い初めての審議会でしたが、長時間にわたりましてたいへんお疲れさまでした。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

【 午後5時閉会 】

平成27年9月25日

市川市下水道事業審議会

会長 森田 弘昭